

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年7月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2300026号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2300067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月

A社に勤務していた期間における請求期間の標準賞与額の記録がない。資料はないが、A社が資料を保存していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「平成27年度 源泉徴収簿」により、請求者の請求期間に係る賞与が支給されていないことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、請求者のA社での雇用保険被保険者資格取得日は平成27年11月1日と記録されているところ、同社から提出されている同社の労働組合との間で締結された請求期間の賞与に係る協定書（以下「協定書」という。）には、i) 賞与の支給対象者を平成27年11月15日現在の正社員とする旨、ii) 勤続6か月未満の者については、月割計算により支給し、1か月に満たない月の16日未満は切り捨て、16日以上は1か月に切り上げる旨を定めており、請求者の同社における勤続日数が15日であることから、上記協定書で定めている賞与の支給要件を満たしていないことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことについて、A社の事業主は、請求者は当該期間に係る賞与の支給基準を満たしておらず、請求者に対して当該期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。